

法令適用事前確認手続（照会書）

平成 29 年 3 月 3 日

国土交通省自動車交通局旅客課長 殿

照会者名 森・濱田松本法律事務所 弁護士 戸嶋浩二

弁護士 島田里奈

住 所 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号



下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

道路運送法第 80 条第 1 項

道路運送法第 4 条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

X社は、道路運送法第 80 条第 2 項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸し渡すという、いわゆるレンタカー型カーシェアリング事業を行うことを計画している。

X社の行うレンタカー型カーシェアリング事業（以下「本事業」という。）は、以下のようないくつかの特徴を有する。

自動車の保管場所は、従業員を配置していない路外駐車場 α であり、路外駐車場 α から X社の従業員又は業務委託先の従業員（以下「X社従業員等」という。）が顧客指定の乗車地まで自動車を運転して行き、乗車地にて顧客に自動車を引き渡す。乗車地からは顧客が貸渡自動車を目的地まで自ら運転する。返却の際は、予め顧客が指定した目的地にて、顧客がX社従業員等に対して自動車を引き渡し、X社従業員等がX社の従業員を配置していない路外駐車場 β まで運転し、路外駐車場 β に駐車し、路外駐車場 β にて、自動車を保管する。路外駐車場 α を貸渡事務所、路外駐車場 β を返還事務所とするが、貸渡事務所及び返還事務所は当該自動車の配置事務所とは異なる場合がある。

X社従業員等が運転している間に、顧客を乗車させることはない。X社は、X社従業員等が顧客を乗車させて運転することができないよう、IT等の活用により、X社従業員等の勤務状況を的確に把握する。

なお、X社は、IT等の活用により、車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況を的確に把握することが可能である。貸渡料金は、乗車地での引き渡しから目的地での返却までの時間や移動距離等に応じて計算される予定である。

以上の前提で、以下について照会したい。

- ① 本事業を行うことにより、自家用自動車の有償貸渡の許可の取消等の不利益処分を受けることがあるか。
- ② 本事業を行うことが、一般旅客自動車運送事業又は一般旅客自動車運送事業類似行為であり、一般旅客自動車運送事業の許可を必要とするか。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(見解)

- ① 本事業を行うことにより、自家用自動車の有償貸渡の許可の取消等の不利益処分を受けない。
- ② 本事業を行うことは、一般旅客自動車運送事業又は一般旅客自動車運送事業類似行為でなく、一般旅客自動車運送事業の許可も必要としない。

(根拠)

「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年6月13日付け自旅第138号）（以下「レンタカーに係る通達」という。）及び「レンタカー型カーシェアリングにおける乗り捨て（ワンウェイ）方式の実施に係る取り扱いについて」（平成26年3月27日付け国自情第205号・国自旅第609号）によれば、IT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の情報を的確に把握することができるとしている。事業者の従業員を配置していない道路外の駐車場において当該貸渡自動車の貸渡又は返還が行われるか否かを問わず、貸渡自動車の配置事務所とすることができるとしている。

本事業においては、貸渡事務所及び返還事務所は配置事務所と異なる場合があるが、IT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の情報を的確に把握することができるため、上記各通達に基づき、貸渡事務所及び返還事務所以外の道路外の駐車場を配置事務所とすることができます。

また、レンタカーに係る通達2の(2)では、「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提

供のあり方について」（平成 16 年 3 月 16 日付け自旅第 234 号）により運転者に係る情報提供を行うほか、貸渡しに付随した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）を行ってはならない旨を定めている。

この点、本事業では、路外駐車場 α から顧客指定の乗車地まで、及び、顧客指定の目的地から路外駐車場 β までは、それぞれ X 社従業員等が運転を行う。路外駐車場 α 及び路外駐車場 β をそれぞれ貸渡し及び返却の場所であると考えると、X 社従業員等による運転は貸渡しに付随した運転者の労務供給と捉えることも不可能ではない。

しかし、貸渡しに付随した運転者の労務供給が禁止されるのは、旅客自動車運送事業類似行為を防止する観点からであるところ、本事業では X 社の従業員等が運転している間に顧客を乗車させることはなく、「旅客を運送する」（道路運送法第 2 条第 3 項）ものではないので、一般旅客自動車運送事業に該当しないことは明らかである。

以上より、本事業は、自家用自動車の有償貸渡の許可の条件に違反するものではなく、許可取消等の不利益処分の対象とはならない。また、X 社従業員等による運転は、一般旅客自動車運送事業又は一般旅客自動車運送事業類似行為に該当せず、一般旅客自動車運送事業の許可も必要ない。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

公表の延期を希望しない。

5. 連絡先

〒100-8222 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビル
森・濱田松本法律事務所 弁護士 戸嶋 浩二
電話 03-5223-7789、ファックス 03-5223-7689